

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）の公表について

意見の趣旨

1 (1)商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること(金商法施行令案 16 条の 4 第 2 項 1 号ニ)、(2)商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として一定の取引関係にない個人顧客に対しては訪問・電話によることを禁止すること(金商業等内閣府令案 117 条 8 号の 2)に、いずれも賛成します。

2 ただし、一定の取引関係にある顧客だからといって、商品関連市場デリバティブ取引を行うことがその顧客にとって適合性に反する場合には取引が行われてはならないことは明かです。従って同時に、監督指針、自主規制ルール等において、厳格な取引開始基準を定める等の対応がなされるべきであると考えます。

意見の理由

1 商品先物取引における不招請勧誘の禁止規制(商品先物取引法 214 条 9 号)は、同取引についての長年の苦情・トラブルが絶えず、深刻な被害を出してきたことから、数次にわたる法改正の後、平成 21 年改正でようやく導入された規定です(平成 23 年 1 月施行)。その結果、商品先物取引に関する苦情相談は大幅に減少しています。他方、金地金取引やスマート CX 取引(損失限定取引)を端緒に商品先物取引を勧誘し、トラブルとなる事例が現在も報告されています。その意味で、投機性の高い商品先物取引に関して不招請勧誘禁止規制を強化・維持する必要性は現在も異なりません。

2 今回の施行令改正案(金商法施行令 16 条の 4 第 2 項 1 号ニ)と金商業内閣府令改正案(金商業等内閣府令 117 条 8 号の 2)は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務及び再勧誘禁止の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対し訪問・電話によることを禁止する点で、実質的には不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができるものです。その意味で上記施行令案、内閣府令案は、高く評価できます。

3 他方で、金商業等内閣府令案 117 条 8 号の 2 では、単に当該金融商品取引業者等に口座開設している個人顧客を適用除外としています。その場合、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMF といった投資元本の比較的安全な商品のみ保有している個人顧客の中には、商品関連デリバティブ取引を行うことが適合性原則に反する者も多数存在すると考えられますので、少なくとも当該顧客の投機取引の意向や経験に鑑み、余裕資金のない顧客が適合性原則に反する形で商品関連デリバティブ取引を行うことのないよう、厳格な取引開始基準を自主規制ルール等で設けさせる等の対応がなされるべきです。

4 現在、農水省・経産省は、商品先物取引の出来高が大幅に減少していることを理由として、7 日間の熟慮期間等のある契約を設定することで 70 歳未満の顧客に対する不招請勧誘を認める内容の商品先物取引法施行規則の改正案(102 条の 2 第 2 号)を平成 26 年 4 月 5 日に公表し、パブリックコメントに付しています。しかし、上記規則案は不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするもので、明らかに不当です。

5 先物取引業界には、不招請勧誘禁止規制導入の結果、大幅に商品先物取引の出来高が減った、規制が厳しすぎるとの意見があるようですが、消費者トラブルのない公正で透明な商品先物市場がそもそも期待されています。しかも、FX 取引を見ればわかるように、FX 取引では不招請勧誘禁止規制導入の結果、悪質な業者が淘汰され、手数料競争が働き、新規の商品が開発されるなど、市場が活性化され、その規模は 1800 兆円以上に拡大しています。翻って考えれば、不招請勧誘禁止規定導入の影響で商品先物取引の出来高が低迷しているわけではなく、商品先物取引にメリット・魅力が無いことこそが低迷の最大の原因なのです。FX ほど使いやすい商品先物取引の実現や、FX のような宣伝・広告などのアピール、自己規制や競争を、商品先物取引業者は行ってきたのでしょうか。無差別の訪問・電話勧誘という古いビジネスモデルの復活によって商品市場を活性化させようとしても、単に先物取引被害に引きずり込まれる被害者が増えるだけになり、活性化とはほど遠いことになると思います。

6 商品先物取引において、投資家保護と消費者トラブルのない公正な商品市場の発展のために適正な行為規制が定められるべきです。また、その上で、速やかな総合取引所への移行も行われるべきです。